

県南海区許可　－新規許可申請を受け付ける漁業－

知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	許可または起業の認可をすべき漁業者の数の上限	漁業を営む者の資格	(参考) 長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	(参考) 長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無	漁業法第58条で読み替えて準用する同法第42条第1項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間	長崎県漁業調整規則第8条第2項に規定する許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類	漁業法第58条で読み替えて準用する同法第44条第1項に規定する許可等の条件	許可の有効期間
なまこ漁業	なまこ漁業（大島地区）	1、2、3、4、5、6、7、8の各点を順次結んだ各直線、9と10の点を結んだ直線、11と12の点を結んだ直線及び各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1　西海市大島町黒瀬下り松鼻東南標識 2　1から190度30分342メートルのところ 3　1から146度30分800メートルのところ 4　同市同町ハチフリ南端標識から93度30分250メートルのところ 5　同市同町ハチフリ南端標識から92度77メートルのところ 6　同市同町ハチフリ南端標識から123度6メートルのところ 7　同市同町馬込標識A号 8　同市同町馬込標識B号 9　同市同町馬込標識C号 10　同市同町馬込標識D号 11　同市同町間瀬標識A号 12　同市同町間瀬標識B号	11月1日から3月31日まで	－	－	2	長崎県西海市に住所を有する者	対象としない	対象としない	令和7年10月1日から令和7年11月1日まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の抄本（法人にあっては、定款及び登記簿抄本） ③事業計画書 ④漁具漁法説明書 ⑤漁業許可等の適格性に関する申立書	1．漁法・漁具の制限 当漁業に用いる漁法・漁具は、素もぐり、は具に限るものとする。 2．操業等の制限 夜間（日没から日出まで）操業してはならない。	令和7年12月1日から令和12年11月30日まで
	なまこ漁業（神ノ浦地区）	1、2、3の各点を順次結んだ各直線と4、5の点を結んだ直線及び3から4、5から1に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた神ノ浦港内 1　長崎市神浦江川町神浦海岸標識A号 2　3から52度30分205メートルのところ 3　同市神浦向町神浦港南防波堤標識A（南防波堤付根から防波堤沿いに418メートルのところ） 4　同市同町神浦港南防波堤標識B 5　同市同町神浦海岸標識B（神浦向町）	11月1日から3月31日まで	－	－	5	長崎県長崎市に住所を有する者	対象としない	対象としない	令和7年10月1日から令和7年11月1日まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の抄本（法人にあっては、定款及び登記簿抄本） ③事業計画書 ④漁具漁法説明書 ⑤漁業許可等の適格性に関する申立書	1．漁法・漁具の制限 当漁業に用いる漁法・漁具は、素もぐり、徒手採捕、やす、は具に限るものとする。	令和7年12月1日から令和12年11月30日まで
	なまこ漁業（神ノ島西地区）	1から7の点を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1　長崎市神ノ島町神ノ島工業用地埋立地北角 2　1から311度220メートルのところ 3　同市同町神ノ島工業用地埋立地護岸標識（1より南方海岸沿いに317メートルのところ）から270度220メートルのところ 4　同市同町同標識から260度30分220メートルのところ 5　7から357度515メートルのところ 6　7から289度210メートルのところ 7　同市同町墓の下鼻北西端	11月1日から3月31日まで	－	－	7	長崎県長崎市に住所を有する者	対象としない	対象としない	令和7年10月1日から令和7年11月1日まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の抄本（法人にあっては、定款及び登記簿抄本） ③事業計画書 ④漁具漁法説明書 ⑤漁業許可等の適格性に関する申立書	1．漁法・漁具の制限 当漁業に用いる漁法・漁具は、素もぐり、徒手採捕、やす、は具に限るものとする。	令和7年12月1日から令和12年11月30日まで

県南海区許可　－新規許可申請を受け付ける漁業－

知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	許可または起業の認可をすべき漁業者の数の上限	漁業を営む者の資格	(参考) 長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	(参考) 長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無	漁業法第58条で読み替えて準用する同法第42条第1項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間	長崎県漁業調整規則第8条第2項に規定する許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類	漁業法第58条で読み替えて準用する同法第44条第1項に規定する許可等の条件	許可の有効期間
	なまこ漁業 (神ノ島東地区)	長崎市高鉾島周辺50mの区域。ただし共同漁業権南共第43号の区域は除く	11月1日から3月31日まで	－	－	7	長崎県長崎市に住所を有する者	対象としない	対象としない	令和7年10月1日から 令和7年11月1日まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の抄本 （法人にあっては、定款及び登記簿抄本） ③事業計画書 ④漁具漁法説明書 ⑤漁業許可等の適格性に関する申立書	1. 漁法・漁具の制限 当漁業に用いる漁法・漁具は、素もぐり、徒手採捕、やす、は具に限るものとする。	令和7年12月1日から 令和12年11月30日まで
	なまこ漁業 (深掘地区)	共同漁業権南共第40号の区域	11月1日から3月31日まで	－	－	5	長崎県長崎市に住所を有する者	対象としない	対象としない	令和7年10月1日から 令和7年11月1日まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の抄本 （法人にあっては、定款及び登記簿抄本） ③事業計画書 ④漁具漁法説明書 ⑤漁業許可等の適格性に関する申立書 ⑥共同漁業権者の同意書	2. 漁法・漁具の制限 当漁業に用いる漁法・漁具は、素もぐり、徒手採捕、やす、は具に限るものとする。	令和7年12月1日から 令和12年11月30日まで
	なまこ漁業 (高島地区)	次の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた高島港内 1 長崎市高島町高島港標識A号 2 1から120度450メートルのところ 3 4から40度100メートルのところ 4 同市同町高島港標識B号	11月1日から3月31日まで	－	－	4	長崎県長崎市に住所を有する者	対象としない	対象としない	令和7年10月1日から 令和7年11月1日まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の抄本 （法人にあっては、定款及び登記簿抄本） ③事業計画書 ④漁具漁法説明書 ⑤漁業許可等の適格性に関する申立書	1. 漁法・漁具の制限 当漁業に用いる漁法・漁具は、素もぐり、徒手採捕、やす、は具に限るものとする。	令和7年12月1日から 令和12年11月30日まで
	なまこ漁業 (福田地区)	1から9の点を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれたサンセットマリーナ周辺の海面 1 長崎市福田本町標識A 2 1から200度30分162メートルのところ 3 1から172度451メートルのところ 4 1から155度542メートルのところ 5 1から145度536メートルのところ 6 1から134度460メートルのところ 7 1から129度478メートルのところ 8 1から104度30分267メートルのところ 9 同市同町標識B（1から103度30分218メートルのところ）	11月1日から3月31日まで	－	－	2	長崎県長崎市に住所を有する者	対象としない	対象としない	令和7年10月1日から 令和7年11月1日まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の抄本 （法人にあっては、定款及び登記簿抄本） ③事業計画書 ④漁具漁法説明書 ⑤漁業許可等の適格性に関する申立書	1. 漁法・漁具の制限 当漁業に用いる漁法・漁具は、徒手採捕、は具に限るものとする。	令和7年12月1日から 令和12年11月30日まで